

行政

瀬戸歩道橋を通行止め

年次点検のため、瀬戸歩道橋を通行止めします。
天草瀬戸大橋の歩道を通行する時は、急な坂がありまですので、十分にご注意ください。
期間 3月21日㊄～同31日
㊄ ※点検が済みしだい通行止めを解除します。
岡本庁(別館)・土木課

4月1日㊄から下水道などの一部を新たに供用開始します

■下水道処理区域：本渡町(山仁田・本泉・下山口・本渡・広瀬)、亀場町亀川、中村町、川原町、天草町高浜の一部。
■集落排水処理区域：佐伊津町、河浦町(崎津・宮野河内)、倉岳町(宮田・棚底)の一部。
下水道が利用できるようになった区域の家庭や事業

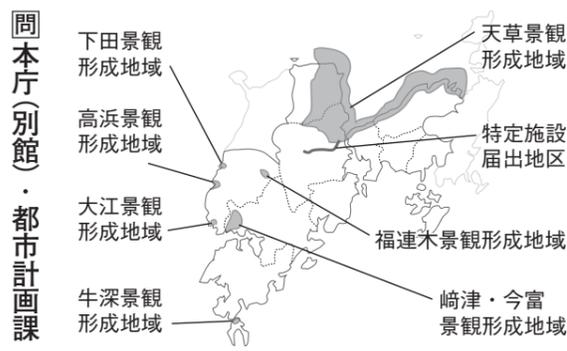
所などは、排水管を下水道に接続する工事やトイレの水洗化を早めを実施されるようお願いいたします。
供用開始に関する関係図書は3月17日㊄から同31日㊄まで、縦覧できます。
●本渡地域：本渡浄化センター
●倉岳地域：倉岳支所
●天草地域：天草支所
●河浦地域：河浦支所
岡本庁・下水道課(本渡浄化センター内) ☎③1111

天草アーカイブズ 休館のお知らせ

保管文書の整理のため、次のとおり天草アーカイブズを休館します。
休館期間 4月1日㊄～同4日㊄。
岡天草アーカイブズ ☎②5515
市全域で建築物や工作物などを新築解体するときは届け出が必要です

市全域を「景観計画区域」、特に重要な地域を「景

観形成地域(左図)に指定しています。次の規模を超える建築物や工作物(太陽光発電設備など)を新築・解体するときは、着手日の30日前までに届け出が必要です。
【景観計画区域】高さ13m または建築面積が1,000㎡を超える建築物など。
【景観形成地域】床面積が10㎡を超える建築物など。このほかにも、届け出が必要な行為があります。事前にご相談ください。



固定資産税の評価などの確認ができます

平成29年度の固定資産税の課税対象となる土地・家屋の評価額などを記載した「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧や「固定資産税課税台帳(名寄帳)」の縦覧と写しの申請ができます。
■土地・家屋価格等縦覧帳簿
対象 市内に土地や家屋を所有する納税義務者(または代理人)、納税管理人。
期間 4月3日㊄～6月30日㊄。
内容 ●土地：所在・地番・地目・地積・評価額●家屋：所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額。
※所有者の住所・氏名・名称・非課税物件などは記載していません。
手数料 無料。
■固定資産税課税台帳(名寄帳)
対象 ①納税義務者(または代理人)、納税管理人②土地・家屋を借りている人

で賃借料などを支払っている人③土地・家屋の所有者や管財人など固定資産を処分する権利がある人。
開始日 4月3日㊄。
写し発行手数料 1通300円(写しに証明が不要な場合は、6月30日㊄までは無料)。
持参品 A B 運転免許証やパスポートなど本人確認ができるもの(代理のときは委任状も必要) B ②は賃貸借契約書や賃借料払込領収書など資格を証明できるもの。(法人の場合は、可能であれば法人印も持参)。
縦覧・閲覧・申請場所 本庁・課税課(縦覧は全市域分)または各支所(縦覧は各支所管内分)。
岡本庁・課税課(旧天草地域ダム建設事務所内) ☎③6050



ごみ収集日を変更します

3月20日㊄(春分の日)のごみ収集日を変更します。

	対象地区	変更後
本渡	燃やせるごみ	
	月曜日に収集予定の地区	3月21日㊄
牛深	資源物	
	志柿町(東瀬戸、瀬戸中央、知ヶ崎、加志、仲ノ浦)、下浦町	3月18日㊄
有明	燃やせるごみ	
	月曜日に収集予定の地区	3月21日㊄
新和	燃やせるごみ	
	東地区(楠甫、大浦、須子、赤崎、下津江)	3月21日㊄
五和	資源物	
	楠甫、下津浦	3月22日㊄
新和	燃やせるごみ	
	A地区(大多尾、宮南、宮地浦、切越、諏訪)	3月21日㊄
五和	燃やせるごみ	
	東地区(御領、鬼池)	3月21日㊄

※その他の地区は、「家庭ごみ・資源物出し方カレンダー」でご確認ください。

岡本庁・環境施設課(旧農政局事務所内) ☎③7861

小規模工事等契約希望者の登録を受け付けます

対象 建設工事の入札参加資格審査(指名願)を提出していない人で、小規模工事などの受注・施工を希望する人。
※登録すると、市が発注する小規模工事などの業者選定対象となります。
※現在登録中の人も、有効期間が終了しますので、今回新たに登録が必要です。
※市水道事業指定工事店や下水道排水設備指定工事店が施工の指定を受ける工事・修繕は除きます。

【小規模工事等希望業種】

- 建築一式工事 ●大工工事 ●左官工事
- 内装仕上工事 ●電気工事 ●板金工事
- 電気通信工事 ●塗装工事 ●造園工事
- タイル・レンガ・ブロック工事 ●管工事
- ガラス工事 ●建具工事 ●その他工事

有効期間 6月1日㊄～平成31年5月31日㊄。
申込方法 4月3日㊄～同28日㊄までに、申請書(市ホームページにも掲載)と必要書類を提出してください。

岡本庁・契約検査課

区(自治会)への加入を呼びかけましょう!

区(自治会)とは、近くに住む住民どうしが協力し合って住みよい地域をつくろうと自主的に組織された団体です。各区では、魅力ある地域社会をつくるため下記のような活動が行われています。また、近年、台風や土砂災害に加え、地震が多く発生しており、地域の絆の大切さが見つめなおされています。

3～4月は引っ越しが多い時期です。皆さんからも、転入した人へ区加入の呼びかけ(区長の紹介など)をお願いします。

親睦を深める活動	支え合いの活動	防災活動	防犯活動	情報提供活動	環境美化活動
お祭りや運動会、文化祭の開催など。	子どもから高齢者まで、互いに見守り支え合う活動。	自主防災組織の結成。災害訓練の実施。	防犯灯の設置や、防犯パトロールの実施。	地域の情報をお知らせするため、広報紙などを配布。	ごみ収集所の維持管理や道路沿い・公園の清掃活動。

岡本庁・まちづくり支援課(天草宝島国際交流会館ポルト内) ☎③6661 / 各支所